

提案基準 2 2 「県南部・東部地域における 世帯分化のための住宅」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---------------------------------------	-----------------------------------

◎立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 2 (P91・P92)

1 要件 3 (3)について

建築予定地は「対象世帯の世帯構成員又は申請者が所有している土地であること」とあるが、対象世帯の世帯構成員の親族が所有する土地であっても該当することとする。

2 提出図書について

申請に当たっては、開発(建築)行為事前協議制度で定める図書以外に、次に掲げる図書を提出すること。

ア 対象世帯が居住している住宅が都市計画法上適法に建築されたことを証する図書

イ 対象世帯が対象地域の市街化調整区域の住宅におおむね 1 0 年以上継続して居住していることを示す図書

ウ 申請者が対象世帯の世帯主の直系卑属等であることを示す図書

エ 申請者が対象世帯の世帯構成員として現に同居しているか、又は従前に同居していたことを証する図書

オ 誓約書(別紙様式。印は印鑑登録原票に登録されている印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。)

3 属人性について

本提案基準に基づき建築された住宅は、建築主が適格性を有するとして建築された建築物(属人性を有する建築物)に該当するものとして取り扱う。

(別紙)

誓約書

私が下記の土地に建築を予定している建築物は、市街化調整区域において継続して生活の本拠を有する世帯がその世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅であり、他の用途に使用しないことを誓約します。

記

建築場所

年月日

奈良県知事殿

土木事務所長殿

住所

氏名印

(注)印は、印鑑登録原票に登録されている印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。